

# 福島県総合計画審議会 議事録

日 時 平成28年4月27日（水）  
13時30分～15時00分

場 所 杉妻会館 3階 百合



## 1 出席者

(委員) 塩谷会長、大泉委員、加藤卓哉委員、轡田委員 (代理 今泉 氏)、  
小林委員 (代理 瀧本 氏)、瀬田委員、高瀬委員、高谷委員 (代理 佐藤 氏)、  
立谷委員 (代理 小松 氏)、中田委員、馬場委員 (代理 渡邊 氏)、早矢仕委員、  
伴場委員、樋口委員、前澤委員、和田委員 計 16 名 (途中出席 1 名)

(福島県) 企画調整部長、企画調整部政策監、復興・総合計画課長、復興・総合計画課主幹  
兼副課長、復興・総合計画課主幹、土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副  
課長 (以上事務局)

総務部政策監、風評・風化対策監兼知事公室長、危機管理部部参事 (兼) 危機管  
理課課長、企画調整課主幹 (企画調整担当)、避難地域復興局次長 (復興担当)、  
文化スポーツ局次長、生活環境部政策監、生活環境部企画主幹、保健福祉部政策  
監、保健福祉部企画主幹、こども未来局次長、商工労働部政策監、観光交流局次  
長、農林水産部政策監、農林水産部企画主幹兼副課長、土木部企画主幹、出納局  
次長、企業局次長、病院局次長、教育庁企画主幹兼副課長、警察本部総務課管理  
官、県北地方振興局次長、県中地方振興局企画商工部長、県南地方振興局企画商  
工部主幹兼副部長兼地域づくり・商工労政課長、会津地方振興局次長、南会津地  
方振興局次長兼企画商工部長、相双地方振興局企画商工部主幹兼副部長兼課長、  
いわき地方振興局企画商工部主幹兼副部長兼地域づくり・商工労政課長

自然保護課主幹兼副課長、農業担い手課農業課長、森林計画課主幹、森林保全課  
主幹兼副課長、都市計画課長 (土地利用計画法 関連 5 法担当課)

## 2 諮問

福島県土地利用基本計画の一部変更について

## 3 議題

- (1) 福島県土地利用基本計画の一部変更について
- (2) 総合計画の推進について

## 4 決定事項・確認事項

- (1) 福島県土地利用基本計画の一部変更について、事務局から説明があり、これを適当と認め、その旨答申することが了承された。(答申書については、会長に一任された)
- (2) 「総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針」に基づく施策への反映状況、「地域懇談会での意見」等に基づく施策への反映状況、復興計画 (第 3 次) の策定、福島県人口ビジョン ふくしま創生総合戦略の策定について、事務局から説明があり、質疑が行われた。

平成 28 年度の総合計画の推進について、事務局から説明があり、了承された。

## 5 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会 (佐藤主幹)

——開 会——

本日はご多忙のところ福島県総合計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

定刻になりましたので、ただ今から福島県総合計画審議会を開催いたします。

——部長あいさつ——

司 会

はじめに企画調整部長の伊藤よりごあいさつを申し上げます。

企画調整部長

総合計画審議会の開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいなか、また、ご多忙中のなか、ご出席いただきましてありがとうございます。日ごろより県政の伸展にご協力をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

私事になりますが、3年前、隣の櫻井と同じ企画調整部の政策監をさせていただいておりました。24年の12月に現在の総合計画、さらに、復興計画の第2次の改定を行ったところでございます。

その中で、今日、塩谷会長はじめ何人かの委員の方にもいろいろご議論いただいた訳ですけれども、やはり、福島県の施策、一生懸命頑張っているのだけれどもわかりにくいというお話をいただいたところで、総論としてしっかりやっているのだけれども、県民は誰もわかっていないというようなお話をいただいたところでございます。

その後、福島県におきましては、「新生ふくしま復興推進本部」を設置いたしまして、特に、色々な施策をどんどん前に向けてやっていく、あるいは風評・風化対策の戦略をつかって県内外あるいは国外に対してしっかりと発信をしていくというような取組をしてきたところでございます。

この審議会においてご審議をいただき、昨年12月に復興計画の第3次を決定したところでございます。また、昨年は避難地域12市町村の将来像について検討する会議を復興庁で復興大臣のもとで開催をいたしまして、30年から40年後の姿について将来像を描くというような取組みをしたところでございます。また、本県の地域創生・人口減少対策につきましては、「ふくしま創生総合戦略」を策定するなど、いろいろな形で本県の将来の姿を描いていくという取組みをしたところでございます。

本年度は、その将来像を描いた姿を具体的に示していく大切な第一歩になる年だというふうに考えてございます。今年の春も、イノベーション・コースト構想の中で中核となります檜葉町の遠隔技術開発センター試験棟が完成をいたしました。いわゆるモックアップ施設でございます。また、浜地域の浜地域農業再生研究センターの開所など、将来を形づくる明るい兆しが現れているところでございます。

その一方で、依然として県内外に避難をされている方が約 10 万人いらっしゃる、あるいは福島第一原子力発電所の汚染水対策がまだしっかりと先が見えていない、廃炉の見通しも立たない、また、除染の問題、それから森林の除染の問題についても国等に対して強く申し上げているところですが、しっかりとした道筋が示されていない。それから、避難地域の避難指示の見通し、そういうものも示されていない。また、医療・介護の人材確保についてもなかなか難しいという、そういう状況もございます。さらに風評も非常に強いという多くの課題を抱えているところでございます。

こうしたなか、今年度から復興・創生期間として、新たな5年のスタートになるわけですがけれども、本県といたしましては、財源をしっかりと確保するというところで、被災3県とともにしっかりと昨年交渉を進めてきたところでありまして、3県で5年間で6.5兆円という財源の確保がされたところでありましてけれども、具体的にそれが本県にきちんと確保できるのかどうか、これは今年がまさに正念場になるというふうに考えております。

こういった本県の現状や課題に対しまして、委員の皆様からそれぞれの立場で忌憚のないご意見あるいはご提案をいただきまして、実効性のある施策展開ができるよう努めてまいりますので、どうぞ本日も色々な忌憚のないご意見をいただければと思います。本日もお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ——審議会委員一部変更の報告——

新年度を迎えまして審議会委員に一部変更がございましたのでご報告を申し上げます。

昨年度まで委員を務めていただきました芳見弘一委員ですが、一身上の都合で本年度は辞任ということになりまして、新たに早川正也委員にご就任をいただいております。なお、早川委員におかれましては、本日はご都合により欠席ということになってございます。

また、昨年度におきましては、復興計画の見直しに関する審議を行うため、本審議会に5名の特別委員を設置しておりましたが、平成28年3月31日をもって任期を満了されていますので併せてご報告を申し上げます。

前回から引き続きご就任いただいております委員の皆様におかれましては、改めまして今任期中もよろしくお願い申し上げます。

続きまして、審議会の会長であります塩谷会長よりごあいさつをお願いいたします。

#### ——会長あいさつ——

皆さん、こんにちは。会長の塩谷です。議事に入ります前に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まずは今回の熊本地震で犠牲になられた方々、あるいは被災された皆さんに、心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。既に福島県からは、自治体、大学、民間、さまざまなフェーズで支援が入っているというふうに伺ってい

司 会

塩谷会長

ます。福島の実験が熊本のいち早い復興に役立つことを心から願っているところ  
であります。

さて、目を福島県に移しますと、先ほど部長さんからもお話がありましたけれど、明るい側面と大きな課題という両側面があるかなというふうに思っています。ご存じのように、平成 31 年度末には J R 常磐線が全面開通の見通しであります。他方で、これから避難指示解除が本格化し帰還すると、その帰還に対しての対応とともに、帰還できない方への対応というのもしっかりしていかなければいけないかなというふうに思っているところでもあります。

この総合計画審議会ですけれども、復興ということを基本としつつ、やはり福島県の将来像を考えるというのがこの審議会の役割だと思います。後ほどお話があると思いますが、昨年度、福島県では人口ビジョン「ふくしま創生総合戦略」という計画を立てました。復興計画とこの総合戦略、2つの実行計画としまして、その上位に立つ総合計画の管理・進行をしていくということになります。これから本格的な人口減少社会を迎えるわけですけれども、数十年先に福島県が持続可能な地域であり続けるために、ぜひ皆様のお力をいただければというふうに思います。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

司 会

—— 諮 問 ——

では、次第の 3、諮問になります。ここで、「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、知事から当審議会に諮問がございます。恐れ入りますが、塩谷会長、伊藤部長、よろしくお願いいたします。

司 会

国土利用計画法の規定に基づきまして、福島県土地利用基本計画の一部変更について貴審議会に諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

企画調整部長

(諮問文手交)

確かに承りました。

塩谷会長

では、これ以降の進行は審議会の塩谷会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

司 会

—— 議 事 ——

それでは、ここからは私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

塩谷会長

議事に先立ちまして定足数の確認を行います。現時点で 25 名の委員中 15 名が出席されておりますので、本審議会は有効に成立しております。

続きまして、議事録署名人を 2 名選びたいと思いますけれども、私のほうからご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、お一方は伴場委員、もうお一方は高瀬委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

塩谷会長

——議事 1 福島県土地利用基本計画の一部変更について——

塩谷会長

それでは議事に入りたいと思います。議事 1、「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、事務局から説明をお願いします。

土地・水調調整課長

土地・水調調整課長の小池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、土地利用基本計画の一部変更について、前回は 2 年前、2 月に開催されたというようなことで、昨年度に委員の方々が改選されているということでございますので、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、この審議会、総合計画審議会としておりますけれども、平成 15 年 11 月に総合開発審議会、いわゆる総合計画等を審議する審議会と、国土利用計画、まさに土地利用基本計画ですが、国土利用計画審議会、この 2 つが一緒になってございます。そういった経過の中で、今回、土地利用基本計画の一部変更を説明させていただきます。

まずはじめに、この土地利用基本計画の概要について説明させていただきたいと思います。参考資料の 1、最後になっておりますけれども、こちらの 1 ページをご覧くださいと思います。

土地利用基本計画ということですが、これは国土利用計画第 9 条に基づきまして、国土利用計画の全国計画及び県計画を基本として定められているというようなものでございます。内容が、計画図、いわゆる地図でございしますが、それと計画書からなっています。計画図は、土地利用を規制する法律に対応した 5 つの地域がございします。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全区域、こういった選定状況を 5 万分の 1 の地形図に示したというようなものでございます。計画書というものについてですが、土地利用の調整指導方針、例えば、これからご説明をいたしますが、こういった都市とか農業、森林など、いくつかエリアが重複する場合がございます。そういう重複した場合にどちらの地域の土地利用を優先するのかというようなことについて記載されているというものでございます。この計画は当該地域での規制状況を地形図に一覧に表示することで、土地の利用者、業者などが中心になるわけですが、こういった方々の便宜、この地図でどういう規制がかかっているのかというのをおおよそ捉えていただくというように利用者の便宜を図る、開発行為等に係る許認可等について行政内部での相互調整機能も担うという具体的な指針ということでございます。

この資料の最後のところ、3 ページをお開きいただきたいと思います。「土地利用基本計画図の例」ということで、計画図の例がございします。囲みが 2 つございしますけれども、左側の「計画図の例」というところで、この図について「五地域」とあります。都市地域、農業地域、森林地域等々ですが、色が、赤、黄色、緑、青と、こういうふうになっております。例えば、赤は都市地域ということですが、これと、例えば森林地域が重なっているとか農業地域が重なっているとかというのが見てとれると思います。

今回、審議会に係るという部分につきましては、例えば赤の都市地域というエリア、このエリア内で開発が行われますが、都市地域のエリアの外でさらに拡大

して開発を行いたいという場合は、土地の変換・拡大という形でこちらの審議会のほうに土地利用基本計画の変更という形でかかるというものでございます。そのようにご覧になっていただければと思います。

参考資料1-1ページのところをご覧いただきたいのですが、体系図でございます。左側、国土利用計画法の枠組みというのですが、国土利用計画、全国、都道府県、市町村、それぞれの各段階で国土の利用に関する基本的な事項を定め、国土利用計画が策定されているというようなことでございます。その中でも全国と都道府県の国土利用計画を基本といたしまして、右側にいきますが土地利用基本計画が策定されています。本日、審議していただくものです。

この土地利用基本計画ですが、体系図の右側に記載されているように、先ほどから言っている五地域が計画図に設定されるということですが、それぞれの地域に都市計画法、森林法といった個別の土地規制法が存在いたします。それぞれ個別の土地規制法に基づきましてそれぞれの個別に個別計画を策定しております。今回の本審議会にかかる案件につきましては、面積が比較的10ヘクタールと大きなものですが、それぞれの個別の計画の中では小さいものもすべて含まれるということで、より詳細な区域指定を行っているというような状況にございます。土地利用の混乱を防止する、適正かつ合理的な土地利用を図るために土地利用については各個別の規制法に基づく諸計画の上位計画ということで、行政内での相互調整を担っているというものでございます。

この土地利用基本計画を変更する手続きになりますけれども、同じ1ページの真ん中ほど、(3)の「策定手続」というものをご覧になっていただきたいと思っております。変更する場合には国土利用計画法の定めによりまして、この審議会での審議のほか、該当する市町村の意見を聞いていただきまして、その上で国土交通大臣と協議するということとなります。なお、これからご審議いただく案件につきましては、資料1の4ページをご覧いただきたいと思うのですが、4番ということで「市町村への意見聴取等の結果」というものがございます。記載してありますとおり、該当する各市町村から異議がない旨、事前に承っているということでございます。

今回、この案件につきまして、審議のポイントについてお話しさせていただきたいと思っております。

今回の案件、すべて森林地域を縮小するというものでございます。通常、開発の前段階ということで、それぞれの個別計画の段階でいろいろこの審議会に図られるわけですが、本来のケースといいますのは、森林地域ですので森林部門なのですが、一方的にこれを縮小していくという特別なものでございます。これらの案件は森林審議会において当該区域の林地開発、いわゆる民有林についての伐採などがありますけれども、これについて専門的見地からその適否の審議を経て許可を受けた案件であるということでもあります。開発が完了し、当該区域が森林として整備・保全する必要がなくなったことを検査で確認できたということでございます。先ほど伐採というふうに申し上げましたが、伐採だけではなくて、これは伐採することによって水害とか災害が発生するおそれがありますので、例

えば調整池をつくるというような指摘が出るというような、そういった調整池も全部完了しているというようなことを検査で確認した上で土地利用基本計画図の変更を行うというものでございます。本審議会での審議を経て、変更が適当であると認めていただいた後に、再度、森林審議会のほうでの審議を経て地域森林計画を変更するということでもあります。

そこで、今ほど私、ご説明いたしました、通常、この審議会に諮るといのはあくまでも開発の前の段階になります。その開発前の段階で、その個別の計画についていろいろご審議いただきまして、意見等が皆様から出されれば、それを審議会のほうに一回フィードバックすると、それでもう一回計画を練り直すというようなことになっていくわけですが、先ほどポイントということで申し上げたように、森林地域の減少につきましては、既に森林法の中で開発の許可、伐採とかですとか調整池をつくるか、そういったことで開発の許可は既に出ているということで、これは全国的にこの森林地域の減少につきましては、同じように各都道府県にある審議会の中で、これは結果的に「後追い」になるのではないかなというようなご指摘がござっております。

そこで、事務局といたしましてここで提案させていただきたいということで、資料3をご覧ください。資料3は「森林地域の縮小に係る土地利用基本計画（計画図）の変更について」というものですが、1番目としまして変更手続きの流れ、計画図を変更するには国土利用計画法の規定によりましてこの審議会の意見を聞くということになっております。本県ではこういった囲みのように取り扱ってきたと。左側、「森林伐採等に伴う林地開発許可の流れ」ということで、森林審議会の審議を経まして、知事が森林の開発、これは10ヘクタールになりますけれども、これを許可することになります。「※1」になります。森林法第10条の2にある開発許可制度では、災害防止、水害防止、水資源の確保、環境保全の許可要件を満たしていれば、知事は許可しなければいけないことになっていると。メンバーはご覧のような形で構成されているというようなこととさせていただきます。

そこで許可を得て開発行為に着工いたしまして開発行為が完了いたします。開発行為の完了確認、先ほど言った民有林の伐採をはじめ調整池等の条件が揃ったものがすべて完了しているかと、そういった確認が終了して、10ヘクタール以上につきましてはこの審議会のほうで審議をされると。県が審議会に諮問し、審議会が県へ答申、承認ということになれば国土交通省のほうと協議をする。その結果、福島県の土地利用基本計画の変更がなされまして、審議会のほうにお戻しいたしまして地域森林計画を変更すると、対象森林を森林地域から除外するというようなこととなります。

ここで、この表の右側の真ん中ほど、「土地利用計画の変更を審議※2」とございます。下のほうに注釈がありますが「※2」、個別法である地域森林計画の対象森林を除外するには、事前に上位計画である土地利用基本計画の森林地域を除外する必要があるということで、この審議会にかけなければならないということになってございます。

次のページ、2ページのほうにまいりまして「現状」でございます。同じようなことでございますが、森林審議会での審議を経まして、林地開発を知事が許可する。伐採等の完了により既に森林でなくなった地域については、森林法では地域森林計画からの除外が既に予定されているということで、都道府県はこの審議会もそうですが、審議会における審議の余地が少ない状況になっているということでございます。しかしながら、今ほど申し上げたように、この前ページの「※2」でご説明したとおり、個別法としての地域森林計画の対象森林を除外するには、事前に上位計画である土地利用基本計画の森林地域を除外する必要があるということなので、この審議会で、開発行為の完了に伴って森林地域の縮小について説明をいたしまして、審議をいただいて皆様のご承認を得る必要があるということを取り扱うようにしたというようなことでございます。

「後追い」ではないかという意見が全国から出されているものですから、それを受けて、国交省といたしましては、「後追い」ではないかとの意見があるものですから、国は平成25年3月22日付けの通知文で「土地利用基本計画等に係る運用指針」を策定いたしまして、計画図の変更に係る審議会の運営等につきましては、会議の手続きの簡素化や具体的な工夫例等を挙げまして、各都道府県の判断により弾力的な運営が可能であるという考えを示したということです。それが波線の四角でございます。

国土審、この総合計画審議会ですが、「一定の事項については、国土審の意見を聴いたものとして取り扱い、事後、国土審に報告する」、いわゆる専決、具体的には会長のほうで専決をいただいて計画図のほうを変更して、そのことをこの審議会に報告するというものであります。「特に森林地域の縮小案件については専決の取り扱いとしている都道府県がある。これは、森林の縮小については、林地開発後の事後的な変更ということもあり、審議会における議論の余地が少ないというような理由による。審議会における議論を効率的に行うという点からみても、このような対応を行うことは一考である」ということが国のほうから示された。

これを受けまして4番、「他県の状況」です。昨年2月に神奈川県国土利用計画審議会、いわゆるこの審議会ですが、こちらのほうの資料を紹介させていただきますと、この通知を受けまして、既に10府県において審議会の運営方法等を見直し、その取り扱いは2パターンあるというようなことであります。

(1)として、「審議会に報告することにより、審議会の意見を聴いたものとして取り扱い、計画図の変更を行う」、これはこの審議会に報告だけするというようなことでございます。それで諮問事項を報告事項に変更するというようなことであります。

3ページ、次のページですが、(2)「審議会の意見を聴いたものとして取り扱う」、これは先ほど説明した会長専決というようなことでございます。そのように事前に取り扱うので計画図の変更を行う。その取り扱いを行ったことについて、事後、審査会に報告するというようなことでこれに対応しているというようなものでございます。

「※」であります。では、意見が全くないのかということにつきましては、この報告という中で審議会での参考意見を述べていただくことが可能だと。なぜこういうことを申しますかといいますと、これもやはり意見を述べさせていただくといっても、では森林審議会で既に開発を許可したものがひっくり返るかといいますと、それはひっくり返らないということです。しかしながら意見を述べていただいて、森林部局の次回以降の開発許可にあたり参考にしてもらおうというふうにしていきたいというふうなことであります。5番目、「今後の対応」ということですが、次回の審議会ですべて具体的には対応を考えていきたいと考えております。

こういった国・他県の見直し状況を踏まえまして、審議会の運営方法について変更したいと、四角の件、もう既に国なども説明をしているということで、内容といたしましては、会長専決後に審議会へ報告する方法というところを軸に進めていきたいということを考えているというようなことでございます。具体的には、「総合計画審議会運営規程」というものがございまして、この改正というものを次回の審議会にお諮りしたいというようなことを考えてございます。

こういうお話を聞いていただきました上で、今回の案件、4件ございますが、ご説明させていただきたいと思っております。

資料1ということですが、資料1は五地域区分の変更概要について、資料2であります。変更案件ごとに変更区域の説明図・変更区域図・航空写真等について掲載しているということでもあります。

資料1の2ページをご覧くださいと思います。まず、1件目ですが、白河市萱根・豊地地区において森林地域を51ヘクタール縮小するものでございます。この地区は福島県企業局による工業団地「工業の森・新白河」として林地開発が完了したものであります。当該地域は、資料1の2ページにあります変更地域の重複状況のとおり、都市地域と農業地域には変更がない、森林地域だけを減少するというものでございます。資料2の3ページの航空写真をご覧くださいますと、赤い線を引かせていただきましたが、この部分であります。既に整地が完了して現況が森林ではないということがご覧いただけるかと思っております。

案件の2番目ということで、乃木坂トラスト太陽光発電事業ということで、白河市萱根金ヶ平・金子平地区において、森林地域を20ヘクタール縮小するというものでございます。この地区では株式会社乃木坂トラストが出力8,000キロワットの太陽光発電事業を営んでおり、資料1の2ページの変更部分の重複状況にありますとおり、都市地域に変更はございません。資料2の6ページ掲載の航空写真をご覧くださいと、赤で囲んでありますが、整地が完了し、一部、太陽光パネルが設置されている様子が見え始めるというものでございます。

3件目であります。矢吹町中島村において森林地域を17ヘクタール縮小するものでございます。矢吹町中畑南地区・中島村滑津地区にまたがるこの地区は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが出力8,000キロワットの太陽光発電施設であるユーラス矢吹中島ソーラーパークを整備し、平成27年3月から操業を開始しております。資料1の2ページの変更部分の重複状況にありますとお

り、都市地域と農業地域に変更はございません。資料2の9ページのほうにございますけれども、航空写真が撮れませんでしたので低地から見たということですが、これをご覧いただきますと、赤で囲んでいる部分ですが、こういった整地を行っている状況をご理解いただけるかと思えます。

4つ目でございます。資料1の2ページから3ページに記載がありますけれども、これは常磐自動車道の新地、相馬、浪江、富岡インターチェンジ及び鹿島のサービスエリアというものでございます。これにつきましては平成27年3月に全線開通した常磐自動車道の新地、相馬、浪江、富岡の各インターチェンジ及び南相馬市の鹿島サービスエリア、合計で24ヘクタールを必要とするものでございます。それぞれ個別の森林地域の縮小面積は、新地が5ヘクタール、相馬が4ヘクタール、鹿島サービスエリアが所在する南相馬市については5ヘクタール、浪江が6ヘクタール、富岡が4ヘクタールとなります。なお、資料1の2ページにあります変更部分の重複状況にありますとおり、都市と農業地域に変更はございません。

次に、県全体の面積変更、資料1の1ページをご覧いただきますと、総括表になっておりますけれども、今回の変更により森林地域は112ヘクタール減少し、変更の森林地域の面積は99万1,654ヘクタールとなるということでございます。今後の手続きにつきましては、本日の審議会のご承認をいただいた後に国との協議を行い、土地利用基本計画の変更が決定されるということでございます。

以上が、本日、委員の皆様にご承認いただきます「福島県土地利用基本計画の一部変更について」でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

塩谷会長

ご説明ありがとうございました。大きく、今の内容は2つに分かれるかなと思います。資料1に基づく福島県土地利用基本計画の一部変更ということで、4カ所合わせて112ヘクタールの森林を減少させるということでございます。この点について、先ほど冒頭で質問がありましたので、これをこの審議会として認めていいかということの判断をしていただくというのがひとつです。

ただ、今の説明にもありましたけれども、この森林地域に関しては、既に森林審議会のほうで審議を経ていると、そして現況も森林ではなくなっていて、この審議会に対しては事後報告になっているということで、毎回ですけれども、ここでもあまり議論が出なくて何を論じていいのかわからないという声も多かったように思います。

そこで、次回以降の取り扱いについては、資料3にありましたけれども、この3ページですね、審議会の意見を聴いたものとして取り扱い（専決）計画変更を行う、審議会に対しては事後に報告をすると、その際にも委員の皆様には意見を出していただくというふうに、手続きを次回からは変更したいというのが2つ目の柱かと思っています。

整理した上で、まずは今回については従来どおりということですので、この点に関して何かご質問あるいはご意見等がありましたらお出しただけだと思います。よろしくお願いいたします。

和田委員

今回の4地域の中で、2カ所、太陽光発電のための開発が行われたというふう

に拝見いたしました。十分これまでの森林審議会のほうでの審議はなされているということは承知しておりますけれども、環境面で安全というよりも、景観面で今後森林を開発する場合においては、特に太陽光発電の場合には膨大な面積を必要といたしますので、景観面での配慮をしていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

塩谷会長

それは今後に向けてのご要望ということで伺ってよろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。2つ目の、今後、少し議事の効率化するために、手続きというか、報告事項として扱いたいという提案のほうも含めてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

立谷委員代理小松氏

今後の手続きについて、資料3の4の(2)のとおりとするということで結構だと思うのですが、この審議会で参考意見を述べた場合の意見の反映の仕方ですが、4県においては専決後、審議会に報告し、意見について森林部局の次回以降に参考にしてもらうということになってはいますが、最初に資料3の1ページで説明があったように、林地開発については許可要件を満たしていれば知事は許可しなければならないということからすれば、森林審議会でのその案件についての議論の余地はほとんどないという部分もあると思います。そういう観点からすると、今ほど和田委員からあったように、この許可要件には環境保全とか水資源の確保とか水害の防止、災害防止という、こういった許可要件しかないようですが、例えば景観ですとかそういったものを新たに本県においてそういった部分も審議の対象に、あるいは事前に規制の対象にすべきではないかというのであれば、やはり森林審議会そのものに当審議会の意見なども反映していただく必要があるのかなと思いますので、森林部局の次回以降の参考にとどまらず、やはり森林審議会のほうにしっかり当審議会であった意見については伝えていただく必要があるのではないかと思います。その辺、事務局のほうではどのようにお考えなのでしょうか。

塩谷会長

それでは、実際、森林審議会での議論の状況であるとか、今、具体的には景観について出されましたけれども、その辺の実際についてご存じでしたら事務局のほうから説明していただければと思います。あるいは担当部局、いかがでしょうか。

森林保全課

森林保全課です。よろしく申し上げます。

ただ今のお話にありましたように、景観関係、こちらのほうについてのお話もあったのですが、森林審議会のほうで審議している中身の中では、環境の保全ということの内容を審査しております。こちらのほうにつきましては、特にやはり市街地とか主要地方道とか、景観を重視する箇所につきましては、残置森林という規定がございまして、開発区域のエリア外からだいたい30メートルぐらいの林帯幅を追加して、なるべく景観に配慮したような開発をするということで、そういったこともひとつとして審査をしている状況にございますので、これから森林を審査する段階は、皆様のご意見をさらに活用させていただきまして、慎重なる審議をしながら開発の許可のほうに取り組んでいきたいと考えております。

<p>塩谷会長 立谷委員代理小松氏</p>	<p>いかがでしょうか。 執行部としてそういった考え方も反映しながらということではありますが、やはり森林審議会そのものに対しまして、この審議会であった意見というものをしっかりとお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p>ありがとうございます。ほかにいかがですか。 それでは、まず、諮問がありました「福島県土地利用基本計画の一部変更については、これを適当と認めて、その旨、答申するということによろしいでしょうか。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p style="text-align: center;">（「異議なし」という声あり）</p> <p>それでは、その答申の文案については私のほうに一任させていただいて答申書を作成させていただくことにいたします。 それから、次回以降ですけれども、今ご意見がありましたけれども、専決事項として扱って、この審議会に対しては基本的に報告すると、ただし、ここで出された意見についてはしっかりと森林部局をとおして森林審議会のほうにもお伝えいただくということで確認というか意見を申し述べるということによろしいですか。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p style="text-align: center;">（「異議なし」という声あり）</p> <p>ありがとうございました。では、そのようにさせていただきます。</p>
<p>——議事 2 総合計画の推進について——</p>	
<p>塩谷会長</p>	<p>それでは、続きまして議事の 2、総合計画の推進について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>復興・総合計画課長</p>	<p>当審議会の事務局を所管しております復興・総合計画課、助川と申します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。 資料の 4、資料の 5 をまずお願いしたいと思います。2 点ほど審議の前にご報告のほうをさせていただきたいと思います。 資料の 4 でございますが、こちらは昨年度、平成 27 年度でございますけれども、総合計画審議会の皆様にと進捗管理等のご議論をいただいております。そちらにつきまして、昨年 12 月 11 日、塩谷会長から内堀知事に意見の具申を行っていただいております。その意見具申を受けまして、県といたしまして県の方針を決定し、それを 28 年度、今年度の当初予算に反映した状況を取りまとめさせていただいたものでございます。 こちら、4 つごとの分野に分かれておりますので、それぞれの分野ごとにかいつまんでご説明をさせていただきたいと思います。 まず、I 番の「総合計画全般」についてでございます。②でございますけれども、“人口減少・高齢化の進展を見通しながら、「地方創生総合戦略」等を通じまして持続可能な地域社会を上げること”とのご意見をいただいております。こちらにつきましては、右側になりますけれども、施策への反映状況の②でございますが、昨年 11 月に「福島県人口ビジョン」を策定しますとともに、12 月には「ふくしま創生総合戦略」というものを策定させていただいております。一部、</p>



につきまして「ふくしまプライド日本酒の里づくり事業」を推進してまいります。また、東京オリンピック・パラリンピックにおける県産食材の供給に向けた取組を開始していくということとしております。

次のページ、3ページをお願いいたします。IV番「安心と安全」の部分でございますが、①としまして“治安対策、防災対策、除染、健康調査等に万全を図っていくことが必要である”というご意見に対しましては、右側でございますように、28年度の事業といたしまして、「被災地、被災者の安全・安心確保事業」、あるいは「市町村除染対策支援事業」「県民健康調査事業」等に継続的に取り組んでいくこととしております。

V番の「思いやり」につきましては、“コミュニティの維持”に関するご意見をいただいております。こちらにつきましても、右側でございますが、「生活拠点コミュニティ形成事業」といたしまして、避難先における新たな生活拠点の形成を支援するため、コミュニティ交流員を配置し交流活動を推進する、あるいは、「交流相談支援事業」といたしまして、避難した県民に対しまして交流の場の提供や相談支援などの各種支援を進めて参ります。

資料の5をお願いしたいと思います。こちらは、委員の皆様方にもご出席をいただきました地域懇談会で出された意見を取りまとめたものでございます。昨年の7月から8月の中旬にかけて、県内7地域8カ所で開催をさせていただいたものでございます。こちらにおきまして様々な分野についてのご意見が出されておりますけれども、まずは概略を申し上げますと、“医療の人材の確保”というお話が県北地区、県中地区、相双地区、いわき地区等で出されておりました。

医療の人材確保につきましては、施策の反映状況の上段にございますけれども、医療機関等が行う医療人材、あるいは浜通りの医療機関の看護職員確保の取組に対しての補助などの取組を進めて参ります。

また、“農業”についてのご意見も、県南地区、会津等でいただいております。こちらにつきましては「元気な農村創生企業連携モデル事業」といたしまして、企業との連携による農村地域の雇用と所得の確保を進めて参ります。

また、“復興・帰還者支援”についてのご意見をいただいております。一番下になりますけれども、この中では「ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業」といたしまして、避難をしました県民の皆様に対しまして、応急仮設住宅等から県内の自宅等への移行や一定期間の住宅確保を支援いたしまして、避難者の一日も早い帰還や生活再建に結びつけていくと、こういった事業に精力的に取り組んでいくということと考えております。

報告の第1点目の昨年度の審議会からいただきましたご意見に対する反映状況は以上でございます。

ありがとうございました。既に意見のところについては皆様にご確認いただいているかと思うのですが、それらに対する県の対応方針と施策への反映状況ということでご説明いただきました。何かご質問あるいはご意見等はいかがでしょうか。

大泉です。今ご説明いただいた資料の2ページ目ですか、Ⅲの「活力」の中の

塩谷会長

大泉委員

観光交流局	<p>④「ふくしまDMO推進プロジェクト事業」ということで、今、観光等、DMOの組織をつくって一体的に観光をデザインして推進していくという動きが加速していると思うのですが、福島でこのDMO推進プロジェクト事業を行うにあたり、どのような仕組みというか枠組みで推進していかれるのか、たぶん、いきなりDMOをつくろうというのは難しいので、ある程度のプロセスが必要になると思います。あるいは、モデルケースみたいなものを最初につくって広めていくパターンがあるかと思います。その辺、どのようなお考えでやっているのか質問したいと思います。</p> <p>観光交流局の菅沼と申します。DMOについてのお話でございますけれども、これは制度的に国で進めている制度でございます。最終的には観光庁によるDMO認定という手続きに関わって参ります。そのためには体制を整備し、そして計画というものを作成して観光庁に提出していくという手続きになるわけでございます。そのために、これは昨年、平成27年度からでございますが、補正予算で調査事業を上げまして、県内各地域、また圏域でのDMOへの取組について希望、意向というものをとってございます。圏域でのDMOの取組、それから各市町村レベルで取組、それぞれに今進んでいるところでございます。新年度というか、28年度、本年度でございますが、引き続きその計画策定への支援というものを通じまして、早期の観光庁認定というものを目指しているところでございます。</p>
大泉委員	<p>持続的な観光振興というものには、どうしても様々な主体の連携の核、ハブとなる機関が重要になって参ります。ぜひ、新たな観光の中心的な担い手となるこのDMOを進めていきたいというふうに考えているところでございます。</p>
塩谷会長	<p>そうしますと、県全体をエリアとするDMOと、各市町村をエリアとするDMOと、両方のパターンを今やってらっしゃるということですね。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
立谷委員代理小松氏	<p>資料4の2ページでございますが、同じ「活力」のところの②です。県内の若者の定着のところでございますが、28年度の主な事業の中に「ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業」とあります。本日の新聞報道にもあったように、県内の高校生の離職率は1年で20%以上が離職してしまっているという状況、もともと全国より多少は高い状況ではあったのですが、22年度よりは全国との差が圧縮されていても、依然として高い離職率であるということで、せっかく福島県内に一度職を得ても、離職したあとは県外に行ってしまう可能性は高いわけでございますので、この事業、従来の事業とどういう部分が違うのかご説明いただければありがたいです。</p>
塩谷会長 教育庁	<p>ありがとうございます。それでは担当部局よりお願いします。</p> <p>福島県教育庁です。本事業につきましては、昨年まで配置してございました就職促進支援員を、新たに進路アドバイザーというふうに代えまして、企業と求人者のマッチングをさらに図ることができるようなきめ細やかな相談体制の充実と、併せまして、県外の高校にいる高校生が福島県での就職を希望する、そのよ</p>

<p>塩谷会長 立谷委員代理小松氏</p>	<p>うな場合も新たに対応できるような形で事業を組み直して新たに行ってください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>今のご説明でよろしいですか。</p> <p>県外から帰還を希望する高校生に対しても事業を行うという部分が特に新しいところだということですが、やはり職業観というものについてまだ高校生がしっかり持っていない。マッチングがうまくいっても、結局、仕事に対する姿勢という部分もあるのであれば、職業教育の部分かなというところもあるのですが、そういった職業教育という観点では何か取組などはしているのでしょうか。</p>
<p>教育庁</p>	<p>福島県教育庁です。ご指摘ありがとうございます。教育委員会としましては、本事業とは異なる事業でございますけれども、インターンシップ等の充実を図るような取組を現在もこれまでも実施しておりますが、ご指摘のございましたとおり、本日の新聞等の状況を踏まえまして、さらにきめ細やかな指導の充実に努めていきたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>塩谷会長 瀬田委員</p>	<p>ほかにいかがでしょうか。お願いします。</p> <p>観光についてお尋ねしたいのですけれども、素敵な観光地域というのは結構奥地にあたりして、交通手段がなくて来られない方がたくさんいらっしゃいます。私は南会津なので栃木県の観光地がすごく近いんですね。日光、鬼怒川、塩原、那須あたりがすごく近いのですが、そちらから流れてくるお客様というのは案外期待ができます。ただ、そのエリアの観光に来られるお客様というのは割と60代、70代の方が多くて、ご自分で運転してあちらこちらを回ることができません。そういうことを考えると、福島県の素晴らしいところの交通のアクセスが、中心地だけでなく、また従来の観光地だけでなく、もっと多岐にわたって充実していれば、もっともっと福島県のよいところを発信できるのではないかと思います。でも、読んでみますと交通手段の充実というところがあまり私には見えてきていないので、その点に関してはどのようなお考えなのかなと思います。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p>ありがとうございます。今回の資料はこちらの審議会で出された意見に対応するものをまとめていただいたものですので、それ以外の施策も講じられていると思いますけれども、それでは担当部局のほうからお願いします。</p>
<p>観光交流局</p>	<p>観光交流局といたしまして、インフラとしての生活交通ネットワークに関しましてはなかなかお答えしにくいところではございますが、観光に関してはご指摘のとおり、福島県は様々な県外からの入口というものがございます。南会津に関しましてはやはり東武鉄道さんから野岩鉄道さんというルートは非常に重要なところでございまして、新型車両の導入の予定がございます。首都圏・北関東からの近さというものがこれまで以上にPRできるのかなというふうな状態でございます。</p> <p>県内の、いわゆる二次交通という部分に関しましては、やはり路線バス、タクシーといったところに様々な問題を抱えているところでございまして、そういつ</p>

た団体とは、いわゆる旅行商品の造成という、やはり安定したお客を確保していくという部分がないと、そういった業者さんの協力も得にくいというところがあるかと思えます。ですから、観光交流局としましては、県内外、特に県外からの旅行事業所様による旅行ツアーの造成、そして、そのツアー客の観光といったものに強く働きかけをして、それが県内の安定した移動交通の確保につながるよう進めていきたいと考えております。

塩谷会長

今日は時間もありますので、ぜひ、本年度の審議の中でまたご意見を出していただければと思います。

それでは、報告事項がもう1件ありますので、続いて事務局から説明をお願いします。座ったままで結構です。

復興・総合計画課長

ありがとうございます。それでは座って説明をさせていただきます。

報告事項の2点目といたしましては、復興計画の第3次、資料の6番と、福島の地方創生の戦略をまとめたもの、資料の7番でご説明申し上げたいと思います。

資料の6でございますけれども、復興計画（第3次）でございます。こちらにつきましては、昨年度、部長のごあいさつの中にもありましたけれども、被災12市町村の将来像に関する国の提言が出たりですとか、イノベーション・コースト構想の具体化に向けた動きという中で、本総合計画審議会におきましても3回にわたりまして復興計画の見直し部会等でご審議をいただいております。その意見を踏まえて改定させていただいたものでございます。

全体といたしましては、ページの3ページにございますが、Ⅲの主要施策のところですが、ここの「i 復興へ向けた重点プロジェクト」としまして、1番の避難地域等復興加速化プロジェクトから10番の復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化プロジェクトまで、それぞれの分野ごとに重点プロジェクト10という形でまとめさせていただいております。

その中でも特徴的なプロジェクトについて3点ほど説明させていただきたいと思えます。ページをおめくりいただきまして4ページにございますが、1番といたしまして「避難地域等復興加速化プロジェクト」でございます。こちらは2本柱からなっております。まず1本目といたしましては、平成29年3月の避難指示解除を見据えた環境整備を図っていくということで、1番としまして、安心して暮らせるまちの復興・再生、もう1点としましては、イノベーション・コースト構想の具現化の動きがございます。こちらに対応した形で、2番といたしまして、世界のモデルとなる復興・再生を行っていくといったことを2本柱として掲げさせていただいております。これに基づきまして具体的な事業展開を図ってまいります。

2点目の特徴といたしましては、ページをおめくりいただきまして7ページにございますが、8番の「新産業創出プロジェクト」でございます。こちらにつきましては、1番の再生可能エネルギーの推進、2番の医療関連産業の集積、こちらは第2次の復興計画の中に盛り込まれていた部分でございます。これに加えまして、3番といたしましてロボット関連産業の集積、これを含めました3本柱で

「新産業創造プロジェクト」に取り組んでいくということでございます。ちなみにでございますけれども、再生可能エネルギーにつきましては、本県の目標といたしまして、2040年を目途に県内エネルギー需要量の100%以上を再生可能エネルギーで賄うというような目標を立ててございますが、これの実績値といたしましては、平成27年度現在で26.6%を達成しているというところでございまして、今後も精力的に進めてまいります。

3点目の特徴といたしましては、6ページの9番、「風評・風化対策プロジェクト」でございます。農産物の全国との価格差、こちらにございますように、米、桃とございます。また、観光客の入込数としましては80%程度の回復でございますが、教育旅行あるいは外国人宿泊者につきましてはまだ50%にも満たない状況でございますので、9番の「風評・風化対策プロジェクト」の中で力を入れて進めてまいりたいということで取りまとめさせていただいております。

もう1点の報告といたしまして、資料の7番でございますが、人口ビジョン「ふくしま創生総合戦略（概略版）」からのものがございます。こちらは、地方創生の中で、国の「まち・ひと・しごと創生法」という法律が平成26年11月に制定されておりまして、それを受けまして、本県として人口ビジョン総合戦略をまとめたものの概要版でございます。

1番の人口ビジョンにつきましては現状分析といたしまして、ここに記載がございますように、1997年が県の人口のピークでございますが、これをピークに人口は減少を続けていくという推計をしております。このままになりますと2040年に約147万人、2015年の約8割の人口になる推計をしております。

2ページ、3ページは自然動態と社会動態の状況でございますが、自然動態につきましては、2003年、平成15年以降、自然減少が続いているという状況となっております。3ページは社会動態でございますが、こちらにつきましても、バブル期に一時転入超過となりましたが、1996年以降は転出超過の状況が続いております。こちらの状況につきましては、全国的に地方におきましては同じような傾向となっております。特に20歳から24歳の就職・進学の際の転出が多いというような状況となっております。

これらを踏まえまして人口目標を掲げておりまして、4ページでございますが、4ページの中ほど、人口目標の設定といたしまして、出生率といたしましては、福島県民の希望出生率、調査によりますと2.16人となっておりますが、これを2040年に達成する。社会増減の移動率につきましては、2020年に社会動態±ゼロを実現すると。この前提条件に立ちますと、達成した場合、2040年には162万人が確保されるということで、2040年に県の総人口160万人程度の確保を目指すということを目指して掲げさせていただいております。

この人口目標を達成するための総合戦略が5ページ以降となっておりますが、こちらの中では、5ページの③でございますが、4つの基本目標を立てさせていただいております。1つ目としましては「雇用を創出する」、2つ目といたしましては「新しいひとの流れをつくる」、3つ目としましては「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、4番目としましては「輝くまちをつくる」、この基本

目標を達成するために7つの重点プロジェクトが6ページ以降にございまして、1つとしましては、何としても仕事づくりが重要であるということで、「ふくしまの雇用・起業創出プロジェクト」を1番目に掲げてございます。7ページ以降、2番目のプロジェクトとしましては「若者の定着・還流プロジェクト」、3番目といたしましては、本県の基幹産業でございまして「農林水産業しごとづくりプロジェクト」、4番目のプロジェクトといたしましては「定住・二地域居住推進プロジェクト」を掲げております。5つ目としましては、先ほど来お話が出てございます「観光コンテンツ創出プロジェクト」でございます。9ページをお願いいたします。6番目のプロジェクトとしましては、結婚・出産・子育てに関しまして「切れ目のない結婚・出産・子育て支援プロジェクト」でございます。7番目、最後でございますが、「イノベーション」のまちづくりプロジェクト」といたしまして、廃校・空き家を活用した交流拠点の整備等を進めて参るというプロジェクトでございます。

こちらの総合戦略につきましては、総合計画の中に重点プロジェクトといたしまして、「人口減少・高齢化対策プロジェクト」というものが総合計画のプロジェクトに入っておりますが、それを具体的に進める実行計画の位置づけとして挙がっているところでございます。

報告といたしましては以上でございます。

塩谷会長

ありがとうございました。第3次復興計画、それから人口ビジョン、総合計画についてご説明していただきましたけれども、何かご質問はありませんか。

伴場委員

ご説明ありがとうございます。今の説明になかったところなのですが、10ページの下の方の4番のところに「推進・検証体制」というところ、私としてはものすごくいいところだなと思って拝見させていただきました。

私事にはなるのですが、昨年1年間この委員ということをさせていただきまして、非常に素晴らしい経験をさせていただいたというふうに思っているところではあるのですが、果たしてこれらの計画をつくった中で、どういう役割をしていくべきなのかと思ったときに、その中でいうところのチェックをする立場、チェックをするという機能なのか、もしくはアクション、それを改善するというようなご提案をするというのが私たちに求められている役割なのかということがこの会議自体の中でもう少し明確になってくると、より具体的な計画に対しての実行体制ができるのではないかと考えていたところでしたので、こちらの機能に関してお考えいただければありがたいかなと思うところでした。

以上です。

復興・総合計画課長

今ほどの10ページの4番、「推進・検証体制」のところについてでございます。こちら、総合戦略につきましては、国からの指導がございまして、「産学官金労言」というそれぞれの分野から民間人等を入れた有識者会議を設置して、そちらで策定をする、そして検証の体制をやっていくというようなこととなっております。

今ほどご説明を申し上げましたが、総合計画の中の人口減少対策プロジェクトの中の実行計画的な意味合いということもございまして、その有識者会議、「産

塩谷会長

学官金労言」の有識者会議につきましては別の有識者会議を立ち上げてございます。そちらの中でチェックをいただくとともに、いろいろとご提言をいただきながら具体の事業を回すということでございます。

ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、ここから議事のタイトルになりますけれども、総合計画の推進について、事務局から説明をお願いします。

復興・総合計画課長

配布させていただいております資料の8番につきましてご説明させていただきます。内容といたしましては、本年度の審議会の進め方についてご協議をいただくということでご説明をさせていただきます。

1番の福島県総合計画「ふくしま新生プラン」でございますが、こちらは申すまでもございせんが本県の最上位計画でございます。基本目標といたしまして「夢、希望、笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を掲げておりまして、その中の第3章におきまして、こちらの絵の中にごございます「人と地域」「活力」「安全と安心」「思いやり」、この4本柱の中に22の政策分野を設けさせていただいております。

2番の進行管理の基本的な考え方についてでございますが、取組の進捗評価や直面する問題点などを整理しまして今後の取組につなげるという目的の中で、毎年度、進行管理をお願いしたいと考えてございます。また、総合計画の5章におきまして、復興計画の10の重点プロジェクトを総合計画の重点プロジェクトに位置づけておりますことから、復興計画と総合計画、こちらを一体的に進行管理をしていただきたいと思いますと考えております。

次のページ、2ページをお願いします。3番、具体の進行管理の進め方でございます。こちらにつきましては、(1)番といたしまして一次評価を私ども県のほうで内部的な評価を行わせていただきたいと思いますと思います。(2)番としまして第二次評価、こちらを総合計画審議会の皆様方をお願いしたいと考えてございまして、県が作成いたしました各種調書をもとに総合計画審議会においてご審議をいただきまして、皆様の意見を取りまとめ、会長に代表していただいて知事に対して具申していただくという流れでございます。

具体的な審議の進め方といたしましては、第3章で先ほどの22の政策分野ごとの主要施策がございまして、第5章におきまして11の重点プロジェクトがございまして、こちらは相互に密接に関連してございまして、この2つをまとめまして一体的にご審議をいただくということで資料を工夫させていただきたいと考えてございます。

3ページをお願いいたします。(3)番といたしまして、県は意見具申に対する県の対応方針を取りまとめまして、この内容を含めまして次年度の予算編成を行うということで考えております。

なお、部会についてでございますけれども、27年度につきましては、復興計画の見直しもございまして、審議会の中に「進行管理・復興計画の見直し部会」というものを設置いたしまして少人数によりまして複数回にわたりまして集中的

にご審議をいただいたところではありますが、28年度におきましては総合計画の進行管理を予定してございますので、委員の皆様全員から広くご意見をいただくという観点から、全体会議の場で進行管理をさせていただければというふうに考えております。

4番の地域懇談会につきましてでございますが、昨年度も実施してございますが、開催日程につきましては（1）番7月を目途に各地方振興局ごとに開催させていただきたいと思っております。（4）番の総合計画審議会委員の対応でございますが、それぞれの地域の懇談会ごとにそれぞれ2名程度、委員の皆様方に出席をいただきまして地域懇談会のほうを開催させていただきたいというふうに考えております。

最後、4ページになりますが、今の説明を図で示したものでございまして、最後になりますけれども、真ん中ほどでございますが、次回につきましては、県のほうで調書を取りまとめまして、地域懇談会を経まして8月ごろに総合計画審議会を開催させていただきたいと。知事への意見具申は9月ごろを予定しております。そして、県の対応方針を9月下旬には取りまとめて次年度の予算に反映させていきたいと。こちらは昨年度と比較しますと全般的にスケジュールが前倒しになってございます。審議会の皆様からの意見を早めいただくことで、29年度予算の企画段階の当初から反映をしていくと、そういった考え方のもとにスケジュールを前倒しして進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

塩谷会長

ありがとうございました。本年度の総合計画の推進についてということで説明をいただきました。

例年、微調整というか、少しずつ変えながらやっている訳ですけども、以前には総合計画の3章と5章を分けて議論したり、あるいは昨年も部会を設けて議論していたのですが、本年度としては3章と5章の部分を一体的に審議するということと、部会を設けずにこの審議会の中で全体として議論を進めていくという2点がこれまでと違うと。それから、スケジュール的にも知事への意見具申を早めにして、企画の段階から来年度の施策に反映していくという、そういった説明であったわけです。何かご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

特にご意見等がなければ、このような形で進めさせていただくということよろしいでしょうか。

（異議なし）

塩谷会長

皆さんには、審議会もそうですし、地域懇談会のほうもご出席いただくことになると思うので、どうぞよろしくをお願いします。

ほかに、委員の皆様からこの場で何かご発言等がありましたらいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。事務局のほうから何かありますか。

復興・総合計画課長

特にございません。

塩谷会長

ないようですので、予定した議事はこれですべて終了ということですので。議事の進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

司 会

—閉 会—

塩谷会長、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様、誠にありがとうございました。資料に一部不備がございまして、途中、進行が中断してしまったことを、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

では、これをもちまして、福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(以 上)